

はじめに

当社は、ISO 9001 認証、JIS Q 9100 認証、ISO 14001 認証を取得し、次のとおり品質方針/環境方針を定めております。

### 品質方針

継続的な品質向上活動を通じ、「顧客満足」を得ることを最重要方針とする。

商品の企画・設計に価値を生み出すファブレスメーカーとしての使命を踏まえ、以下を定める。

- 1.納期、価格、品質を満足するだけでなく、一步先のお客様ニーズに配慮すること。
- 2.優れた性能と高い安全性を備え、使い易く、環境に優しい商品であること。
- 3.より高い信頼獲得のため、源流管理と地道な改善による品質風土を培うこと。

### 環境方針

#### 基本理念

私達 太陽金網は、次の世代により良い環境を引き継ぐ為、経営と環境保全が一体となった活動に、お客様・協力会社とともに継続的に取り組み、循環型社会に貢献する企業を目指します。

#### 行動指針

1. 取扱い製品の仕入れ及び販売活動を通して、環境に与える影響を的確に捉え、環境影響の負荷を低減する為、環境マネジメントを構築・運用し、維持改善する。
  - 1) お客様が市場に提供する製品の環境負荷を軽減する為、工程改善に役立つ提案、環境負荷の低い部材を提案する。
  - 2) 協力会社での製造工程の環境負荷を軽減する為、改善を支援する。
  - 3) 製品に付随する補助業務による環境負荷を軽減する為、製品の輸送/包装を最適化する。
2. 環境負荷の軽減・環境汚染の予防の為の活動が有効であるか検証し、更なる改善活動を推進する。
3. お客様に提供する製品・サービスに関連する法令、規制、基準、顧客要求を順守する為、管理基準を定め 順守する。
4. 生物多様性の重要性を把握・認識し、その保全活動に参画、社会貢献を行う。
5. 環境活動のP D C Aを定め、内部監査を通じて環境目標に対する実施状況の確認・是正を行う。
6. 環境マネジメントシステムの継続的改善の為、この環境方針、環境目的、目標を定期的に見直し、必要に応じて改訂を行う。
7. 太陽金網の環境方針と活動内容を 全従業員 及び 協力会社などに周知し、環境保全に関する自覚を促す為の教育を行う。
8. この環境方針は、社外の方が入手できるよう公開する。

この方針に基づき、弊社では 環境負荷の少ない製品(材料、部品、ユニット、付属品や包装材、設備、サービス、ソフトウェア等)の調達に取り組んでおります。 そのための要求事項を この基準にまとめております。

太陽金網株式会社 資材部



## 第1章 目的

太陽金網株式会社(以下、当社という)のグリーン調達に関する基本的な考え方や、協力会社に依頼する内容を明確にすること。(CSR 調達に関して、社会通念上の範囲として本調達基準には含みません。)

## 第2章 適用範囲

当社の基準として制定し、協力会社から調達する全ての製品、包装材料、包装補助材料、製品に付加される副資材(テープ、マーキングインク、接着剤など)、サービスの調達に適用する。

但し、車載製品 (GADSL 物質の保証義務のあるもの) 関連に関しては本基準の対象外とし、必要時は個別要求とする。

## 第3章 用語の定義

この基準では、次の用語を用いる。

(1) 製品：部品・原材料・ユニット・完成品 などの全てを総称。

(2) 環境管理物質：調達時点での最新版の chemSHERPA の管理対象物質及び【表-1】の各種法規制一覧表にて当社が指定する管理対象法令に該当する物質を指す。

環境負荷物質 (管理区分：禁止) は当社から指定が無い限り調達禁止とする含有物質として、【表-1】各種法規制一覧表での禁止物質及び制限物質及び PVC とする。

(3) 含有：物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品・デバイスまたはそれに使用される材料に、添加、充填、混入または付着することをいう。

※ 特にフタル酸エステルについては、加工プロセスにおいて製品に直接触れる金型、治工具、機械設備等から、意図せずに製品に混入または付着し、製品が汚染される場合もあるため、製品と触れる部位については、そのような移行にも注意して管理すること。

(4) 均質材料：全体が均一構成になっている同一材料を指し、異なる材料へと機械的に解体できない材料。

(5) 意図的添加：特定の特性、外観、品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製造時に意図して使用すること。



(6) 禁止物質：下記に定める、製品への含有を禁止する物質を指す。

- ・PBB
- ・PBDE
- ・PCB
- ・ポリ塩化ナフタレン
- ・オゾン層破壊物質
- ・水銀、鉛、六価クロム、カドミウム
- ・フタル酸エステル (RoHS)
- ・PFOS/PFOA
- ・その他法令で禁止される物質

(7) 制限物質：下記に定める、含有量・用途が制限される物質を指す。

- ・REACH 制限物質
- ・SVHC (最新版)
- ・PFAS (欧州規制案)
- ・CLP 分類対象物質
- ・廃棄物規制対象物質

(8) PFAS (有機フッ素化合物) 欧州 PFAS 規制案および関連法規に基づき管理対象とする物質群を指す。

#### 第4章 製品含有化学物質管理に関する協力会社への依頼事項

協力会社から調達する製品・副資材・サービス(製品製造・保管・輸送も含む)について、次の要求事項を定める。

(1) 当グリーン調達基準における協力会社への依頼事項は以下

- ・協力会社は、当社 Web サイトに公開される最新版のグリーン調達基準を参照し、内容を理解し遵守すること
- ・環境負荷物質管理体制の構築
- ・製品管理
- ・当社へ納入される製品の含有物質調査
- ・監査の協力

(2) 協力会社は、日本国内外及び地域の法規/条例に違反しないこととし、当社に納入いただく製品の中に、環境負荷物質 (管理区分：禁止) が含有しないよう、必要な管理体制の構築を依頼すること。

(日本国内外及び地域の法規/条例は【表-1】各種法規制一覧表 参照)

(3) 製品管理

- ① 指定材料の購入：当社から材料（部品）指定されている場合は、確実に指定された材料（部品）を購入させること。受入検査にて確実に指定された材料・部品であることを確認すること。
- ② 外注管理製品または部品・モジュール等を外部から調達し、その製造及び材料調達を外部取引先へ委託している場合は、当社のグリーン調達基準書の遵守を外部取引先にも要求し、外部取引先が当該グリーン調達基準に基づき、製品に含有する化学物質の確認をしていることを管理すること。
- ③ 変更連絡：当社の「変更管理規定(TWC-SZ-008)」に則って事前に連絡すること  
納入するリピート製品の材料・製造設備・製造方法・製造担当者が変更になる場合は、変更前に当社へ連絡し、承認を得ること。

対象具体例： 製品に用いる接着剤の変更、製造治具の修理・変更、  
特殊工程の作業者変更、製造工程の変更 等

- ④ 異常処理連絡：当社に納入する製品において禁止物質の含有がある、または含有の可能性があることが判明した場合は、直に対象ロットを特定し、当社の資材担当者へ連絡すること。

(4) 製品の含有物質調査

- ① 当社に納入するすべての対象製品は 当社から指定する場合を除き、EU-RoHS 指令に適合すること。  
(最新の適用除外)

・塩化ビニル(PVC)を納入品に含有させないことを基本とするが、含有時には、含有情報（Cas No. と含有率）を当社へ通知の上、承諾された場合には限定的に入荷を可能とする。

・発行日において最新版の chemSHERPA により情報伝達することを基本とするが、chemSHERPA の作成提出に不都合がある場合は、依頼担当者と相談の上、使用禁止物質 非含有証明書(様式 NO.EGE005-F01\_Rev20260331 )で報告すること。

- ② 協力会社へ環境調査の依頼メールなどを送付する際は、対象製品を構成するすべての部品・材料について、chemSHERPA で規定する物質が製品に含有しているか否かの環境調査を、外部取引先（原材料メーカー、部品メーカー、製造メーカー）に依頼させること。副資材ももれなく調査すること。

③環境調査資料の準備

**chemSHERPA**

- ・原則、chemSHERPA-AI (成分必須) 又は chemSHERPA-CI での回答を依頼すること。
- ・原材料メーカーから入手した chemSHERPA データをそのまま提出しないこと。  
必ず当社に納入する製品としての chemSHERPA を作成し提出すること。
- ・基本的には chemSHERPA を必ず指定納期までに提出すること。
- ・chemSHERPA の提出が遅延する場合は回答予定日を調査依頼者へ返信すること。
- ・どうしても chemSHERPA での情報提供が困難な場合は、以下の情報を準備して、調査依頼者へ相談すること。

**使用禁止物質 非含有証明書**

当社の製品型番、適用除外の有無は必須、捺印不要原紙提出。

及び REACH SVHC 含有/非含有証明書、及び当社からの追加指定情報

**追加指定情報事例：**

製品安全シート (SDS)、EU-RoHS/EU-REACH 証明書、EU-RoHS 物質 ICP 分析データ、  
鋼材検査証明書 (通称：ミルシート)、鉱物調査帳票

(5) SDS およびラベル整合性の確保

- ・協力会社は、最新の GHS/CLP に準拠した SDS を提出すること。
- ・SDS 改訂時は、製品ラベルの内容が最新 SDS と一致していることを確認すること。
- ・ラベル不整合が発生した場合は、速やかに整合ラベルの見本 (写真・図面等) を提出し、現物ラベルは準備でき次第提出すること。

(6) 責任ある鉱物調達への対応

- ・協力会社は、紛争鉱物 (3TG) および拡張鉱物 (コバルト、雲母等) について、CMRT および EMRT を提出すること
- ・必要に応じて追加調査に協力すること。

(7) PFAS の管理

- ・協力会社は、PFAS (有機フッ素化合物) について、附属書 B に基づき含有状況を把握し、必要に応じて情報提供すること。
- ・欧州 PFAS 規制案に基づき、対象物質の使用削減・代替を推進すること。

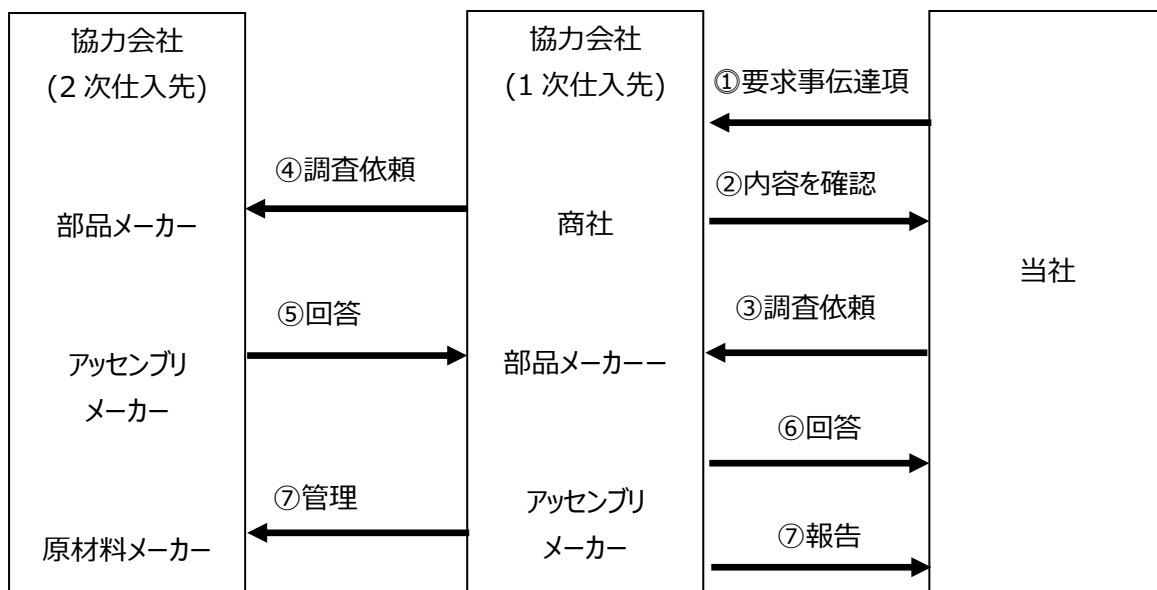
( 8 ) 監査への協力

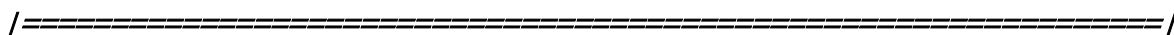
協力会社または製造メーカーの環境管理体制および管理状況の確認のため、書面監査や訪問監査を依頼する場合がある

第 5 章 環境調査および製品管理の業務フロー

以下に、環境調査および製品管理の業務フローを示します。

- ① 当社はグリーン調達基準など、環境規制に関する要求事項を伝達します。
- ② 協力会社は Web サイトより最新版のグリーン調達基準を確認すること。
- ③ 当社は協力会社に環境調査を依頼する。
  - ・個別調査：対象製品又は対象物質を指定して調査依頼するもの
  - ・一括調査：全仕入先様へ調査依頼するもの。
- ④ 協力会社は必要に応じ下請け（2 次仕入先）に対象製品の使用部材の環境調査を依頼する。
- ⑤ 依頼された下請け（2 次仕入先）は協力会社に対して環境調査の回答をおこなう。
- ⑥ 協力会社は回答をとりまとめ、chemSHERPA（又は代用エビデンス）を作成し、当社に対して指定の方法で提出すること。
- ⑦ 協力会社は「製品管理」に記載する内容について、協力会社の外部取引先の管理、および協力会社内での製品管理を行う。
- ⑧ 協力会社は報告すべき内容について当社に報告を行う。





【表-1】各種法規制一覧表

No.	法律・指令名		備考
1	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	昭和48年10月16日 法律 第117号	化審法
2	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	平成11年7月13日 法律 第86号	化管法 ( P R T R 法 )
3	労働安全衛生法	昭和47年6月8日 法律 第57号	安衛法
4	オゾン層を破壊する物質に関する モントリオール議定書		モントリオール議定書
5	包装および包装廃棄物に関する欧州議会および欧州連合理事会指令	94/62/EC (改正：2013/2/EU)	欧州包装材指令
6	電気電子機器における特定有害物質使用制限指令	2011/65/EU (AnnexII：(EU) 2015/863)	欧州RoHS2指令
7	廃電気・電子製品に関する欧州議会および欧州連合理事会指令	2002/96/EC (改正：012/19/EU)	欧州WEEE指令
8	使用済み車両に関する欧州議会および 欧州連合理事会指令	2000/53/EC (改正：2011/37/EC)	欧州ELV指令
9	化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則	1907/2006/EC	欧州REACH規則
10	CLP規則 (Regulation on Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures)	1272/2008/EC	欧州CLP規則
11	バイオサイド製品指令	98/8/EC (改正：28/2012/EU)	欧州バイオ サイド規則
12	電子情報製品生産汚染防止管理弁法	情報産業部令第39号	中国RoHS
13	電気・電子製品および自動車の資源循環に関する法律	統領令 (37条別表8)	韓国RoHS
14	紛争鉱物規制 (コンフリクトミネラル) 及び責任ある鉱物調達	2010年7月	ドット・フランク法など
15	毒物及び劇物取締法	1950年12月	毒劇法
16	欧州PFAS規制案	2023年1月提出 (5カ国共同)	REACH制限案



改訂履歴				
REV	制定・改訂 年月日	改訂概要 (改訂箇所、改訂内容、改訂理由 等)	承認者	審査者
0 1	2006.11.25	新規制定	平井	菊池
0 2	2007. 8. 7	全面改訂 3-2-1 指定有害物質の規制 1)に塩化ビニル追加	平井	菊池
0 3	2009.01.09	全面改訂 ・別表 1 の改定(No.28～31 を追加) ・への要求事項を整理し、製品/副資材/サービス毎 の要件を明確にした	平井 浩史	菊池 賢
0 4	2009.08.01	全面改訂 ・品質方針を追記 ・環境方針改定に伴い 記載内容を変更 ・表- 1 の改定、表- 3 の追加、別表- 3 の改定 (関連規定 TWC-EGE-004、TWC-EGE-007 より 管理物質、 規制値に関する情報を統合)	平井 浩史	菊池 賢
0 5	2010.08.01	全面改訂 ・環境方針の改定に対応(④項「生物多様性の保全」を追加 ・対象物質の改定 (表- 1 に No.40～42 追加、表- 2 に No.42 追加、表- 3 に No.E-1 追加、別表- 3 を新規作成)	平井 浩史	菊池 賢
06	2018.01.19	全面改訂 ・表-1～4、別表 1～4 を削除 ・第 5 章全文見直し、第 6 章削除 ・表現変更 取引先 → 協力会社へ変更 ・本規定は 審査開発部 (環境 G) 承認資材部と定める	菊池 輝晃	遠藤 史健
07	2018.07.25	第 6 章 付属文書及び関連資料を追加 H P 掲載用に付表 01 を追加	菊池 輝晃	山口 知之
08	2023.07.31	・RoHS 規則→RoHS 指令 ・責任ある鉱物調達の追加	漆原 弘治	長倉 弘
09	2026.03.31	第 3 章 用語の定義、(6)、(7)の一部変更 第 4 章 製品含有化学物質管理に関する協力会社への依頼事項 (1)一部改定 (2)を削除 (5)SDS およびラベル整合性の確保の追記 (6)責任ある鉱物調達への対応の追記 (7)PFAS の管理の追記 第 5 章 環境調査および製品管理の業務フローに一部追記	高橋 勇	長倉 弘